

重層的支援体制整備事業 の体制整備について

同志社大学
永田祐

講義の目的

体制整備の「プロセス」の重要性

本講義の目的

- 重層的支援体制整備事業の実施体制の構築を図るために必要な**プロセス**、庁内の調整方法などのポイントについて講義を行う。
- 重層的支援体制の整備について、各自治体の取組等から、体制構築のあり方、庁内調整の方法、体制強化を図るための**プロセス**等について学ぶ。

講義の内容

- 事業の基本的な考え方（「重なり」の体制の整備）を踏まえて、体制整備にあたっては協議と協働の場が必要であり、そのプロセスの進め方のポイントを整理する。

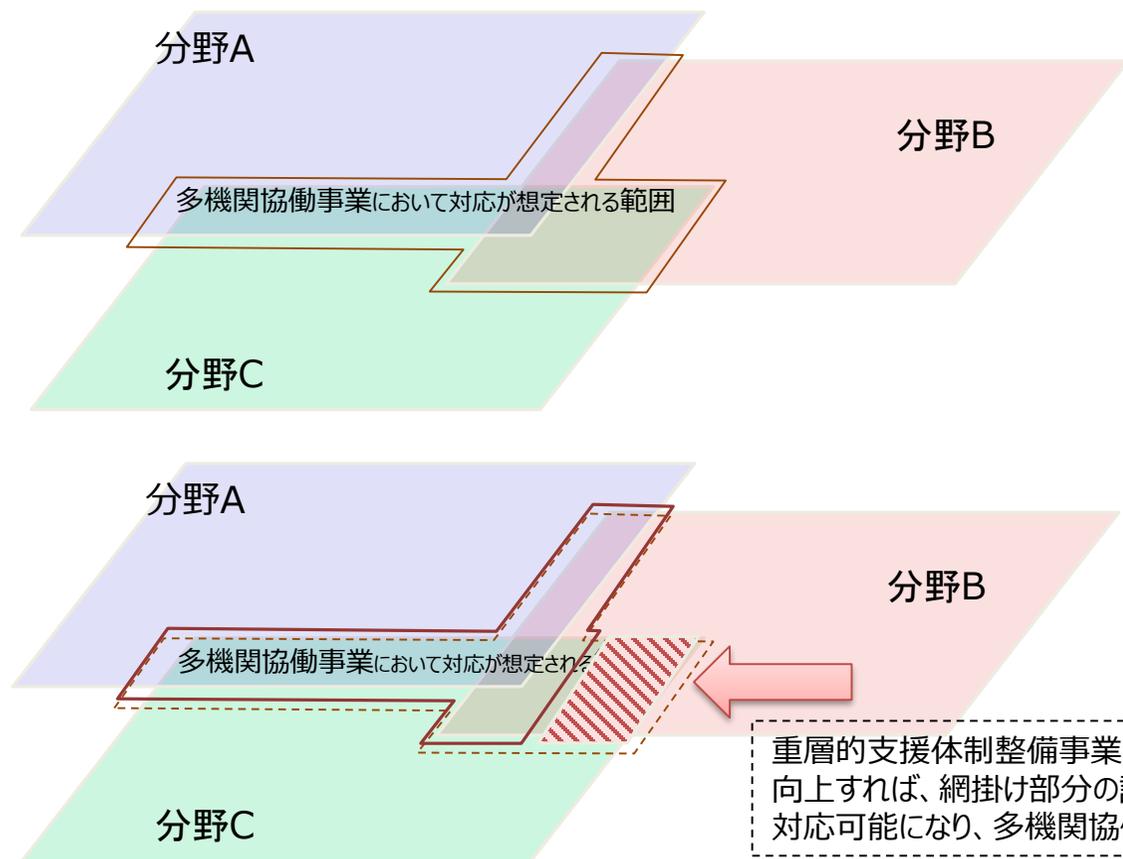
事業の性格からみた体制構築にあたっての基本的な考え方

「重なり」の体制整備は「協議」と「協働」が前提になる

- 包括的な支援体制は、既存施策を自治体が地域の実情に応じた体制に「カスタマイズ」（「重ね方」をデザイン）し、多様な主体と協働して構築する体制である⇒**担当課だけで進めようとしてもうまくいかない。**
- パズルに例えると、担当課が持っている「ピース」だけでは包括的な支援体制は構築できないので、庁内や庁外の様々な人や組織の「ピース」を組み合わせ（「重なり」を重ね合わせて）、そのまちの「包括的な支援体制」を構築する必要がある。そのため、このプロセスでは「庁内や庁外の様々な人や組織」との合意形成のプロセスが必要になる。
- 重層的支援体制整備事業は、包括的な支援体制を構築を進めるための事業であり、こうした特徴を踏まえて、上記のプロセスを進めていく必要がある。

事業の性格 重なっている部分がこの事業のターゲット

- 生活課題が複数分野にまたがっているケースについて、分野の重なり合っている部分（**重層的な部分**）における協働がこれまで以上に機能すれば、より支援の可能性が広がるという点に着眼し、そのための**支援体制を整備**しようとするのが重層的支援体制整備事業の狙い。→**庁内・関係機関の「重なり」**



① 具体的な対象範囲を知るために

まず手元の相談体制・支援体制において、個別ケースのレベルで「惜しいケース」を把握、関係者間で共有することが大切

潜在的なニーズや狭間のニーズを抱える事例についても関係者間での共有することも重要



② 困難事例の押し付けにしないために

多機関協働を中心として、各分野の相談機関や専門職の対応力を高め、最終的には多機関協働事業者が担うべき守備範囲の縮小こそ、本事業の目標。

個々の分野の対応力強化をセットにした取組が求められる。

重層的支援体制整備事業の成果で分野Bの課題対応力が向上すれば、網掛け部分の課題については、分野Bの中で自ら対応可能になり、多機関協働事業の範囲は縮小。

それぞれの市町村においてどのようにデザインするか



地域の実情が異なり、単にコピーすることは非現実的

先行事例の
デザイン

コピー



「取り組みやすい」という
視点だけでは不十分



地域における課題を捉え、
地域の実情を踏まえた
現実的なデザインを検討

1. 地域課題の把握

地域デザインを開始する段階で、以下のアセスメントをしっかり行う。

- ✓ 地域の対象者の状況（「生きづらさ」の現状）
- ✓ 支援団体や支援機関が抱える課題（「支援のしづらさ」の現状）

特に課題が重層化している対象者を支援するにあたっての制度や仕組みの課題をとらえる

2. 資源の実情を踏まえ、デザインを検討

- 課題の焦点が定まったら、その地域の資源の実情を踏まえて現実的な具体策として重層的支援体制整備事業のデザインを検討。
- その上で、本事業の様々なツール、財源を自由に組み合わせ全体をデザインする。

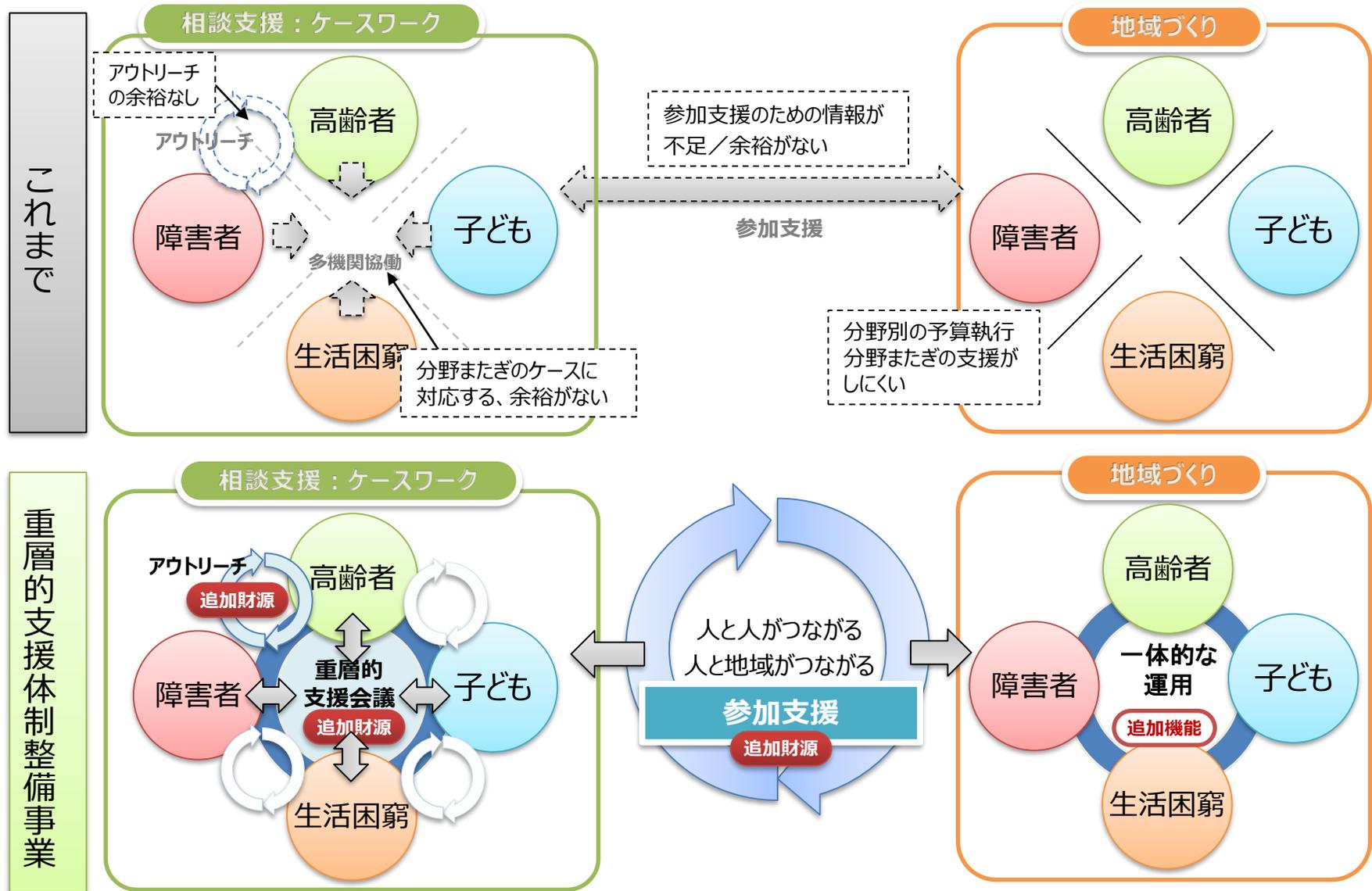
PDCAの前に、皆さんの地域の現状を
しっかりアセスメントすることが大事。

包括的な支援体制は0（ゼロ）から作るのではない

新たな「縦」を追加しないための「既存実績のアセスメント」 既存の実績の「重なり」

- 「相談支援」では、各相談支援機関がこれまで取り組んできた相談支援の実績（とその中で困難や狭間になる課題）、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業は、各分野で取り組まれてきたアウトリーチの支援の実績（とそこでの課題）
- 「参加支援」は、各分野で取り組まれてきた参加支援の実績（とそこでの課題）
- 「地域づくりに向けた支援」は、これまでの各事業（地域介護予防活動支援事業、生活支援体制整備事業、地域活動支援センターの基本事業、地域子育て支援拠点事業、共助の基盤づくり事業）の中で蓄積されてきた地域の拠点や活動の実績（とその課題）
- といった、**実績（強みは何か）と課題（何に困っているのか）をアセスメントし、共有したうえで取り組まないと、新たな「縦」を追加することになってしまう。**

重層的支援体制整備事業で何が変わるのか



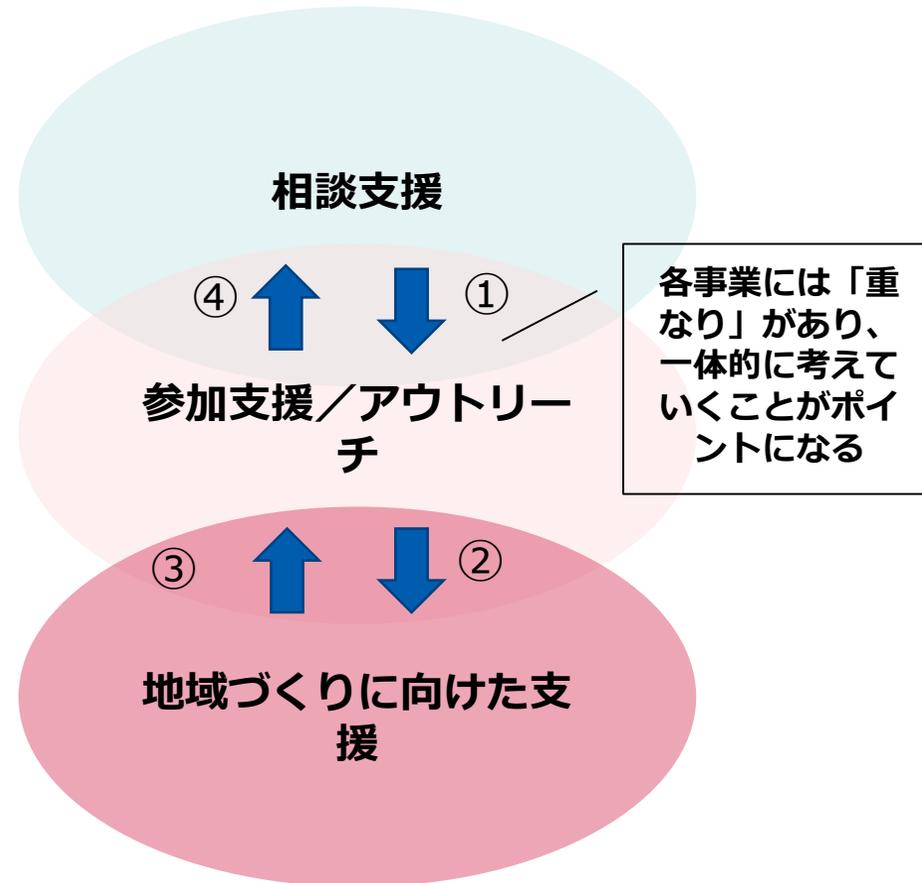
【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」(2021)

事業間の関係 一体的な実施が重要

3つの事業を一体的に実施できる体制を整備する 構成事業間の重なり

- 3つの事業を**一体的に実施する**ことで循環をつくる。
- 相談支援できちんと受け止め、多機関協働で継続的な伴走型支援を行う。
↓ 既存制度では対応できない狭間の課題
- **参加支援**でその人に応じた社会参加を支援する。
↓
- 受け止めることができる**地域づくりに向けた支援**を進める。※制度の柔軟な活用を含む。



デザインを始めるにあたって、部署間の協議が必要

- 本事業のデザインにあたって、まず自治体内の関係部署間の定期的な協議の場が必要。
- 事業のデザインを検討する際には、各分野の関係者が感じている期待やニーズの大きさには違いがあることを前提にすべき。

自治体内の関係部署間における 定期的な協議の場を設定



地域の多様な機関、支援団体と、庁内のどこかの部署が協働している可能性が高く、**まずは内部調整を行う。**

各分野の関係者が抱く期待・ニーズには 違いがあることを前提とする



こうした動機の違いを理解しておくことは、分野間の役割分担を考える上でも大切

【出所】三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社

「重層的支援体制整備事業に係る自治体等における円滑な実施を支援するためのツール等についての調査研究報告書」（2021）を一部改変

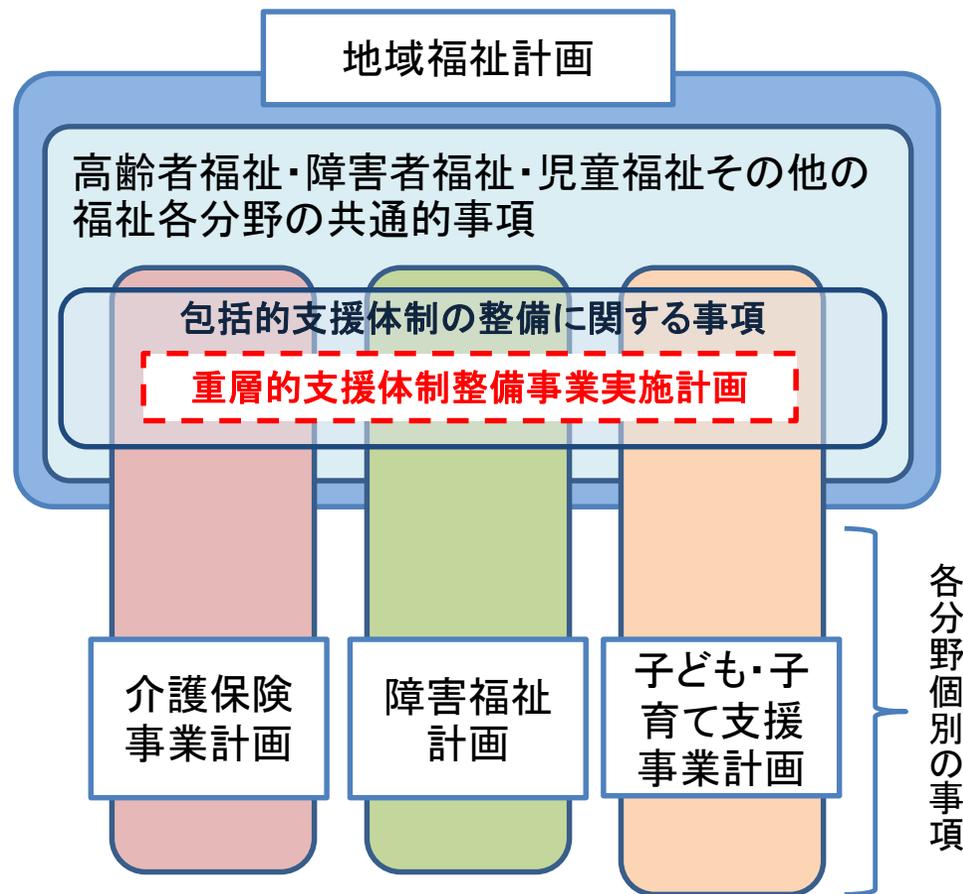
地域福祉計画も協議のプロセス

多様な関係者と合意形成を図るプロセスとして地域福祉計画を活用する

□ **市町村地域福祉計画**は、各分野の事業計画の上位計画として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉各分野における共通的事項」や「地域課題の解決に資する支援が包括的に提供される体制の整備に関する事項」を記載することとされている（法第107条第1項）。

□ 対象者別の法定事業計画と異なり、包括的な支援体制は、市町村独自の取り組みが中心になるため、地域福祉計画で関係者間の合意形成を図ることが重要になる。

【各種関連計画の関係イメージ図】



出所:厚生労働省資料

協議と協働のプロセスの進め方

ポイントは、「他人事にしない」協議のプロセス

体制整備に当たって求められる取組（厚生労働省資料より）

- 重層的支援体制整備事業の実施にあつては、自治体内の支援機関の業務の棚卸しやケースの振り返りを行い、「抜け漏れている支援対象者」や「対応できていないケース」などを整理することが求められる。
- これらを整理することによって、
 - ・ 重層的支援体制整備事業が対象とする相談者像
 - ・ 既存事業と重層的支援体制整備事業の役割分担
 - ・ 重層的支援体制整備事業の支援の範囲
 - ・ 重層的支援会議の対象者や検討ケースの範囲 などが自治体内で整理されていくことが想定される。
- また、業務や支援の棚卸しを通じて、既存事業が担う支援の範囲と、重層的支援体制整備事業が担う支援の範囲等について、関係者間で合意形成を図っていくことが求められる。

- 上記を進めるにあたっては、**庁内のどのようなメンバーで、どのような職階の人たちが集まって協議するのかなどの戦略**も大切になる。
- 担当課に「集められた」という感覚にならないように、関係者が**自分事と感じられる仕掛け**が必要になる（部課を横断した共同事務局体制をとる、事例検討やワークショップを取り入れるなど）。
- ツールやルール作りには、相談支援機関等が参加し、**一緒に考えるプロセス**を経ることで実際に運用が始まった時にもスムーズに事業が展開できる。
- 重層的支援体制を整備することは、**支援者支援**にもつながることを強調する。
- 地域の関係者との協議の場は、行政や専門職の論理で進めず、地域が主体になることを意識して丁寧に行うことが求められる。

講義のまとめ

体制整備を進めるにあたっての留意点とポイント

- 重層的支援体制整備事業は、「重なり」の体制整備。そのため、体制整備においては、庁内・庁外、そして地域の様々な関係者との**協議と協働を進めるプロセス**が必須になる（庁内・関係機関の重なり）。
- 新たな「縦」を追加するのではなく、重なりをデザインする事業の性格から、**既存実績のアセスメント（相談支援や既存の協議体の実績）**が体制整備のPDCAに先立って必要になる（既存実績の重なり）。
- **各事業の一体的な取り組みと同時に**、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を**一体的に取り組む**ことで効果を発揮するため、それが可能になる体制整備を図る必要がある（構成事業間の重なり）。
- 以上のことから、「重なり」の体制整備を行うために、関係者との**定期的な協議の場**をつくっていく必要がある（屋上屋にならないように今ある場を活用することも大切になる）
- **地域福祉計画**や重層的支援体制整備事業実施計画は、市町村独自の体制を関係者と合意するプロセスとしても、またその合意を裏書きする文書としても大切になる。
- 協議と協働のプロセスの進め方には、共通するいくつかのポイントがあるが、関係者が「**他人事にしない**」**組織や場づくり**を進めることが共通して重要である。